

広島県立職業能力開発校規則及び広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

広島県立職業能力開発校規則及び広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

(広島県立職業能力開発校規則の一部改正)

第一条 広島県立職業能力開発校規則(昭和四十四年広島県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入校許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入校を許可された者のうち、普通課程に入校を許可された者にあつては、独立の生計を営む成年者を保証人^{に定め}、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を、短期課程に入校を許可された者^{にあつては}、別記様式第四号の二による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 1 第一項の規定による許可を受けて入校した者のうち、第二項の規定により保証人を定めた者は、当該保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなつたときは、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(入校許可) 第九条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入校を許可された者のうち、普通課程に入校を許可された者^{にあつては}、独立の生計を営む成年者(当該入校を許可された者が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を、短期課程に入校を許可された者^{にあつては}、別記様式第四号の二による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 1 第二項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。 この場合において、同項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。</p> <p>5 1 第一項の規定による許可を受けて入校した者のうち、第二項の規定により保証人を定めた者は、当該保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなつたとき(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その法人が解散したとき)は、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署。以下同じ。)した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第6条関係)

入校願書

(略)

(略)

(ふりがな)	(略)	(略)	写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面, 無 帽, 無背景。出願 前6月以内に撮影し たもの。写真裏面 に氏名を記入)
氏 名	(略)		
生 年 月 日	(略)		
第 1 志 望 科 名	(略)		
第 2 志 望 科 名	(略)		
(略)			

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号 (第6条関係)

入校願書

(略)

(略)

(ふりがな)	(略)	(略)	写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面, 無 帽, 無背景。出願 前3月以内に撮影し たもの。写真裏面 に氏名を記入)
氏 名	(略)		
生 年 月 日	(略)		
第 1 志 望 科 名	(略)		
第 2 志 望 科 名	(略)		
(略)			

(略)

注 (略)

様式第4号 (第9条関係)

誓 約 書

(略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第4号 (第9条関係)

誓 約 書

(略)

- 注 1 保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
- 2 入校を許可された者が未成年者の場合は、保証人は保護者(親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)とすること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第5号 (第11条関係)

休 校 願

(略)

- 注 1 (略)
- 2 (略)

様式第5号 (第11条関係)

休 校 願

(略)

- 注 1 保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
- 2 (略)
- 3 (略)

様式第6号 (第11条関係)

復 校 願
(略)

注 1 (略)
2 (略)

様式第6号 (第11条関係)

復 校 願
(略)

注 1 保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、
その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
2 (略)
3 (略)

様式第7号 (第12条関係)

退 校 願
(略)

注 1 (略)
2 (略)

様式第7号 (第12条関係)

退 校 願
(略)

注 1 保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、
その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
2 (略)
3 (略)

(広島県立技術短期大学校規則の一部改正)

第二条 広島県立技術短期大学校規則(平成二十年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学許可) 第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入学を許可された者(以下「学生」という。)は、独立の生計を営む成年人を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 学生は、第二項の規定により定めた保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなったときは、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(入学許可) 第十条 (略)</p> <p>2 前項の規定により入学を許可された者(以下「学生」という。)は、独立の生計を営む成年人(当該学生が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者)を保証人に定め、その者と連署した別記様式第四号による誓約書を校長の指定する期日までに、校長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項の規定にかかわらず、未成年後見人である法人は、保証人となることができる。この場合において、同項の誓約書には、当該法人の代表者が連署しなければならない。</p> <p>5 学生は、第二項の規定により定めた保証人が死亡し、又は独立の生計を営むことができなくなったとき(保証人である未成年後見人が法人であるときは、その法人が解散したとき)は、遅滞なく、新たに保証人を定め、その者と連署(保証人である未成年後見人が法人の場合にあつては、その代表者と連署)した別記様式第四号による誓約書を校長に提出しなければならない。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第7条関係)

入学願書 (略)						
(ふりがな)	(略)	(略)		写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面, 無 帽, 無背景。出願 前6月以内に撮影 したもの。写真裏 面に氏名を記入)		
氏 名	(略)	(略)				
生 年 月 日	(略)					
第 1 志 望 科 名	(略)					
第 2 志 望 科 名	(略)					
(略)						
履 歴	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						
(略)						

- 注 1 (略)
2 (略)

3 (略)

改正前

別記様式第1号 (第7条関係)

入学願書 (略)						
(ふりがな)	(略)	(略)		写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面, 無 帽, 無背景。出願 前3月以内に撮影 したもの。写真裏 面に氏名を記入)		
氏 名	(略)	(略)				
生 年 月 日	(略)					
第 1 志 望 科 名	(略)					
第 2 志 望 科 名	(略)					
(略)						
履 歴	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
保 護 者	氏 名	_____		続 き 柄	_____	
	住 所	〒 _____ 電話() _____				
(略)						
(略)						

- 注 1 (略)
2 (略)
3 保護者欄については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

4 (略)

様式第2号 (第9条関係)

入 学 願

(略)

(略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第2号 (第9条関係)

入 学 願

(略)

保護者

住 所

氏 名

(略)

注 1 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。なお、未成年後見人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第4号 (第10条関係)

誓 約 書
(略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第4号 (第10条関係)

誓 約 書
(略)

- 注 1 学生が未成年者の場合は、保証人は保護者（親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者）とすること。なお、未成年後見人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第5号 (第11条関係)

休 学 願
(略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第5号 (第11条関係)

休 学 願
(略)

- 注 1 保証人が未成年後見人であつて、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第6号 (第11条関係)

復 学 願
(略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第7号 (第12条関係)

退 学 願
(略)

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第6号 (第11条関係)

復 学 願
(略)

注 1 保証人が未成年後見人であって、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第7号 (第12条関係)

退 学 願
(略)

注 1 保証人が未成年後見人であって、かつ、法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。